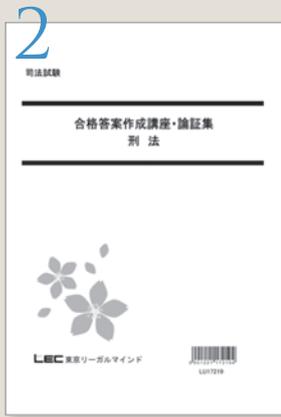
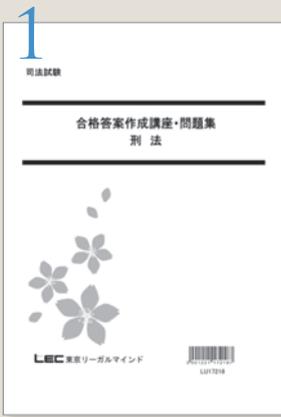


合格答案作成講座 オリジナルテキスト・教材

問題集・論証集・定義集
の3つのツールで
実践力を養成する!

「定義集」で知識を整理し、「論証集」
で論点の理解を深めます。そして、「問
題集」で実践的な答案の書き方を習得
します。



LEC LAW EDUCATIONAL PROGRAM

合格答案作成講座・問題集・刑法

以下の事例に基づき、Vに現金50万円を振り込ませた行為及びD銀行ATMコーナーにおいて、現金自動払出機から現金50万円を引出しとした行為について、甲、乙及び丙の罪責を論じなさい(特別決意の点を除く)。

1 甲は、友人である乙に誘われ、以下のような銀行を繰り返して、
①乙は、銀行を行うための前払、携帯電話及び他人名義の預金口座の預金通帳、キャッシュカード及びその暗証番号情報を準備する。②乙は、銀行当日、甲に、その日の銀行に用いる他人名義の預金口座の口座番号や本人名義の暗証番号を教える。乙が振り出した現金引出し後、同口座のキャッシュカードを交付して暗証番号を教える。③甲は、乙の準備した書類から、乙の準備した携帯電話を用いて電話会社発行の電話番号から抽出した相手の番号を調べ、その番号を調べ、交通事故を起こしてお金の要求されているなどと嘘を言い、これを信じたと同時に、その日乙が指定した預金口座に現金を振り込ませた後、振り込まれた金額を乙に連絡する。④乙は、振り込まれた金額を現金引出し後連絡し、現金引出し後、上記キャッシュカードを使って上記預金口座に振り込まれた現金を引き出し、これを乙に手渡し、⑤引き出した現金の7割を乙が、3割を甲がそれぞれ取得し、現金引出し後、1万円の目当を乙から受け取る。

2 甲は、分け前が少ないことに不満を抱き、乙に無断で、自分で準備した他人名義の預金口座に上記同様の手段で現金を振り込ませ、その金額を自分のものにしてと計画した。そこで、甲は、インターネットを通じて、他人であるAが既に開設していたA名義の預金口座の預金通帳、キャッシュカード及びその暗証番号情報を購入した。

3 某日、甲は、上記1の銀行を繰り返す間に、上記2の計画に基づき、乙の準備した書類から、乙の準備した携帯電話を用いて、上記電話番号から抽出したVの方に電話をかけ、Vに対し、その息子を調べ、「母さん、俺だよ、どうしよう、俺、お酒を飲んで車を運転して、交通事故を起こしちゃった。相手のAが、『おれ、現金50万円をすぐ払わなければ事故のことは謝罪しないよ。』って言うんだよ、警察に言われたら逮捕されてしまう。おれ、おれを助けてあげてほしい。母さん、俺、おれを助けてほしい。』などと嘘を言った。Vは、電話の相手は息子であり、50万円をAに払わなければ、息子が逮捕されてしまうと信じ、50万円をすぐに準備する旨を告げた。甲は、Vに対し、上記A名義の預金口座の口座番号を教える。50万円をすぐ振り込ませた後、現金引出し後連絡するように言った。Vは、自宅近くのATMコーナーにおいて、自己の所有する現金50万円を上記A名義の預金口座に振り込み、上記携帯電話で電話をかけ、甲に振り込みを済ませた旨を連絡した。

4 上記振り込みの1時間後、たまたまVに息子が電話をかけ、Vは、甲の前でこの

合格答案作成講座・問題集・刑法

出題趣旨

本問は、乙と共に繰り返す詐欺を繰り返して甲が、利益を独占するため、乙に無断で、それまでと同様の手段で別の被害者をだまし、現金50万円を甲が予めキャッシュカード等を入手していた他人名義の預金口座に振り込ませることに成功し、甲からの連絡を受けた丙が、同口座から現金を引き出すこととしたが、直前に同口座が凍結されたため引出しが失敗に終わったという事実を素材として、事実を的確に分析する能力を問うとともに、詐欺罪の客体、実行行為及びその既遂時期、共謀共同正犯の成立要件、窃盗未遂罪の成否等に関する基本的理解とその事例への当てはめが論理的・一貫性を保って行われているかを問うものである。

POINT 1 「問題集」には厳選された良問が最大100問!

事案分析能力、論点抽出能力を高める

問題集には、旧司法試験、司法試験予備試験、法科大学院入試の過去問、LECオリジナル問題の中から、厳選された良問を各科目につき最大で100問収録しました。問題演習を繰り返すことにより、事案分析能力、論点抽出能力を高めることができます。

POINT 2 実践的な解答例を見開きで
一覧できる!

メリハリのある答案の書き方を学ぶ

限られた試験時間内に、出題の意図を読み取り、合格に必要な十分な答案を書くためには、各論点の重要度に応じてメリハリをつけた論述をすることが大切です。そこで、全問題について、メリハリを意識した実践的な解答例を付しました。また、各論点への言及率を一覧して比較することができるよう、解答例は見開きで掲載する工夫をしています。

合格答案作成講座・問題集・刑法

平成25年度司法試験予備試験 刑法 参考答案

第1 Vに50万円を振り込ませた行為

① 事案の要旨
② 1項詐欺罪の成立要件
③ 1項詐欺罪の成立要件
④ 1項詐欺罪の成立要件
⑤ 1項詐欺罪の成立要件

① 1項詐欺罪の成立要件
② 1項詐欺罪の成立要件
③ 1項詐欺罪の成立要件
④ 1項詐欺罪の成立要件
⑤ 1項詐欺罪の成立要件

① 1項詐欺罪の成立要件
② 1項詐欺罪の成立要件
③ 1項詐欺罪の成立要件
④ 1項詐欺罪の成立要件
⑤ 1項詐欺罪の成立要件

合格答案作成講座・問題集・刑法

POINT 2

① 1項詐欺罪の成立要件
② 1項詐欺罪の成立要件
③ 1項詐欺罪の成立要件
④ 1項詐欺罪の成立要件
⑤ 1項詐欺罪の成立要件

① 1項詐欺罪の成立要件
② 1項詐欺罪の成立要件
③ 1項詐欺罪の成立要件
④ 1項詐欺罪の成立要件
⑤ 1項詐欺罪の成立要件

① 1項詐欺罪の成立要件
② 1項詐欺罪の成立要件
③ 1項詐欺罪の成立要件
④ 1項詐欺罪の成立要件
⑤ 1項詐欺罪の成立要件

答合格講座オリジナルテキスト・教材

合格ナビゲート

カリキュラム

テキスト

専任講師陣

受講スタイル

フォロー

自修習得実践編・論議集・判例

第5章 共犯

1 共同正犯

【問題集】

共同正犯が「すべて正犯とする」とされるのは、なぜか。

【解説】

① 共同正犯が「すべて正犯とする」としては、各共犯者が犯罪共同の意思に基づいて実行行為を行い、結果を共同した場合には、各共犯者の行為と結果との間に因果的・心理的因果性が認められるからである。

【判例】

昭和49年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和49年刑上1700）

昭和50年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和50年刑上1700）

昭和51年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和51年刑上1700）

昭和52年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和52年刑上1700）

昭和53年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和53年刑上1700）

昭和54年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和54年刑上1700）

昭和55年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和55年刑上1700）

昭和56年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和56年刑上1700）

昭和57年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和57年刑上1700）

昭和58年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和58年刑上1700）

昭和59年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和59年刑上1700）

昭和60年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和60年刑上1700）

昭和61年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和61年刑上1700）

昭和62年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和62年刑上1700）

昭和63年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和63年刑上1700）

昭和64年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和64年刑上1700）

昭和65年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和65年刑上1700）

昭和66年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和66年刑上1700）

昭和67年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和67年刑上1700）

昭和68年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和68年刑上1700）

昭和69年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和69年刑上1700）

昭和70年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和70年刑上1700）

昭和71年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和71年刑上1700）

昭和72年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和72年刑上1700）

昭和73年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和73年刑上1700）

昭和74年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和74年刑上1700）

昭和75年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和75年刑上1700）

昭和76年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和76年刑上1700）

昭和77年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和77年刑上1700）

昭和78年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和78年刑上1700）

昭和79年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和79年刑上1700）

昭和80年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和80年刑上1700）

昭和81年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和81年刑上1700）

昭和82年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和82年刑上1700）

昭和83年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和83年刑上1700）

昭和84年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和84年刑上1700）

昭和85年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和85年刑上1700）

昭和86年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和86年刑上1700）

昭和87年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和87年刑上1700）

昭和88年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和88年刑上1700）

昭和89年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和89年刑上1700）

昭和90年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和90年刑上1700）

昭和91年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和91年刑上1700）

昭和92年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和92年刑上1700）

昭和93年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和93年刑上1700）

昭和94年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和94年刑上1700）

昭和95年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和95年刑上1700）

昭和96年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和96年刑上1700）

昭和97年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和97年刑上1700）

昭和98年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和98年刑上1700）

昭和99年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（昭和99年刑上1700）

平成10年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（平成10年刑上1700）

平成11年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（平成11年刑上1700）

平成12年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（平成12年刑上1700）

平成13年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（平成13年刑上1700）

平成14年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（平成14年刑上1700）

平成15年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（平成15年刑上1700）

平成16年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（平成16年刑上1700）

平成17年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（平成17年刑上1700）

平成18年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（平成18年刑上1700）

平成19年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（平成19年刑上1700）

平成20年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（平成20年刑上1700）

平成21年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（平成21年刑上1700）

平成22年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（平成22年刑上1700）

平成23年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（平成23年刑上1700）

平成24年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（平成24年刑上1700）

平成25年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（平成25年刑上1700）

平成26年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（平成26年刑上1700）

平成27年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（平成27年刑上1700）

平成28年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（平成28年刑上1700）

平成29年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（平成29年刑上1700）

平成30年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（平成30年刑上1700）

平成31年11月29日 最高裁判所第三小法廷判決（平成31年刑上1700）

POINT3 「論議集」は判例・通説ベースで一貫!

膨大な論証群をわかりやすく整理

大前提となる基本論点と関連する重要論点を区別して記載し、膨大な数にのぼる論証群をわかりやすく整理しました。ラインマーカーなどで印をつけたり、下線を引いたりして、キーワードやロジックの流れを押さえるようにしてください。

過去問・判例へのアクセスに役立つ欄外情報

欄外には、論点理解を一層深めていただくために、関連知識、関連過去問、関連判例を記載しています。また、各論点が体系上どこに位置づけられるのかを意識しながら学習していただくため、定義集とのリンク表記を付しています。

自修習得実践編・定義集・判例

第3章 狭義の共犯

●狭義の共犯の類型

1 狭義の共犯	【種類】
	① 教唆犯 (61) ⇒ p. 55 ② 幫助犯 (62) ⇒ p. 56
2 狭義の共犯の成立要件	【種類】
	① 教唆犯の成立要件 (61) ② 幫助犯の成立要件 (62)

●狭義の共犯の従属性

1 実行従属性	【種類】
	① 教唆犯 (61) ② 幫助犯 (62)
2 結果従属性	【種類】
	① 教唆犯 (61) ② 幫助犯 (62)
3 因果性従属性	【種類】
	① 教唆犯 (61) ② 幫助犯 (62)

●教唆犯

1 教唆犯 (61)	【定義】
	他人を教唆して犯罪を実行するに専らした者 (61)
2 教唆犯の成立要件	【内容】
	① 教唆行為 ② 教唆者の意思の不在に反して、待望者の実行意思が形成されること ③ 教唆に基づく犯罪の実行行為 ④ 教唆者が違法な実行行為を行うことの認識・意図
3 教唆犯 (61)	【定義】
	教唆者を教唆すること ① 教唆犯としての地位 (61) ② 教唆犯としての地位 (61)

●幫助犯

1 幫助犯 (62)	【定義】
	正犯を補助した者 (62)
2 幫助犯の成立要件	【内容】
	① 幫助行為 ② 正犯でない者が、正犯の実行を補助し、専らまたは専らそのために犯罪を実行すること ③ 正犯者の実行行為
3 法的幫助犯	【種類】
	① 正犯者が実行行為の一部を助した後に、その意思に照らしその犯罪の遂行に必要と認められる場合に、法的幫助犯として教唆される (62) ② 法的幫助犯として教唆される (62)
4 法的幫助犯	【定義】
	教唆者を教唆すること ① 教唆犯としての地位 (61) ② 教唆犯としての地位 (61)
5 物理的幫助犯	【定義】
	教唆者が幫助者の知らないうちに幫助行為をする場合 ⇒ p. 62

POINT4 「定義集」で効率的な知識の整理・定着!

論文式試験に役立つ知識を網羅的に掲載

定義、趣旨、要件、効果など、論文式試験で直接問われる知識を網羅的に掲載しています。また、必ずしも論文式試験では直接問われることのない知識であっても、問題を検討する際の思考過程で役に立つであろう知識については、積極的に取り上げています。

論議集との完全リンクで復習効果をアップ

効率的な知識の整理・定着を図ることができるよう、語句や事項を記載した左欄の網かけ部分には、**【定義】**、**【趣旨】**などのマークを付記しました。また、語句(事項)の定義や制度の趣旨は論文式試験において具体的などのような形で問われるのかを意識しながら学習していただくため、欄外には、論議集とのリンク表記を付しています。

短答合格講座オリジナルテキスト・教材

問題と解説を系統別に学習できる!

平成23年～最新年までの司法試験と予備試験の過去問を系統別に学習することができます。正答率を参照しながらメリハリをきかせた予習復習が可能です。

平成23年 司法試験・予備試験/民事/民法

第1問	【見込2点】	見込	正解	正解	正解	正解

Aが19歳で、義母に男性の子であることを前提として、次のアからエまでの各設問のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. Aがその親権者から養育を行うことを許可された後に親権者の同意を得ずに売買契約を締結した場合は、その売買契約がその養育に關しないものである。Aは、その売買契約を取り消すことができる。

イ. Aの親権者が、新築建設のアルバイトによりAが得る金銭の大部分をAが貯蓄して金庫において、Aがそのアルバイトによって得た金銭を自転車を購入したことは、Aがその売買契約を締結するに親権者の同意を得ないことであっても、Aは、その売買契約を取り消すことができる。

ウ. Aがその親権者の同意を得ずにAの親に生まれた子と認知した場合であっても、Aは、その認知を取り消すことができる。

エ. Aが精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある場合でも、Aが成年に達するまでは、家庭裁判所は、Aについて後見開始の審判をすることができない。

オ. Aが相続によって得た財産から100万円をBに贈与する旨の契約を書面によらずに締結した場合において、書面によらずに贈与であることと書面にAがその贈与を承諾したとしても、Aが贈与の撤回について親権者の同意を得ない限り、Aは、贈与の撤回を取り消すことができる。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. オエ

平成23年 司法試験・予備試験/民事/民法

第1問	【見込2点】	見込	正解	正解	正解	正解

ア 一般又は数種の営業を営む未成年者は、その営業に關しては、成年者と同様の行為能力を有する (61)。すなわち、許された営業に關しない法律行為は、法定代理人の同意を得ない限り、取り消すことができる (61)。Aは、許された営業に關しない売買契約を親権者の同意を得ずに締結しているため、5条2項により、その売買契約を取り消すことができる。よって、売買契約を取り消すことができず、正解はアである。

イ 法定代理人が目的物を定めて処分を許した財産は、未成年者が目的物を処分することができる (61)。本問において、Aの親権者は、新築建設のアルバイトによりAが得る金銭の大部分について、目的物としてAに許していたと見られる。したがって、Aは自転車の売買契約を取り消すことができない。よって、本解はイではない。

ウ 認知をするには、父は認知が未成年又は成年後見人であることであっても、その法定代理人の同意を得ない限り (78)。したがって、Aがその認知は、Aが親権者の同意を得ない限り (78)。したがって、Aが取り消すことができない。よって、本解はウではない。

エ 後見開始の審判の目的は、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者 (7) とされているが、それ以外の制約はなく、未成年者について後見開始の審判がなれることもありである。したがって、家庭裁判所は未成年者についても後見開始の審判をすることができ、よって、家庭裁判所は、Aについて後見開始の審判をすることができず、正解はエではない。

【参考文】民法970条、971条

オ 未成年者が「業に就く者」又は親権を有する法律行為をする場合、法定代理人の同意は不要である (61ただし書)。そして、書面によらずに贈与の撤回 (650) は、単に書面を有する行為にあたる。したがって、Aは、親権者の同意を得ない場合であっても、Aが行った書面によらずに贈与の撤回を取り消すことができる。よって、贈与の撤回を取り消すことができる。よって、本解はオではない。

【参考文】民法17条、19条

以上より、正しい肢はイとウであり、正解は3となる。

設問	正解	見込	1	2	3	4	5
正答率	27%	0.0%	11.8%	2.5%	1.6%		